

人権イメージキャラクター
人KENまもる君



全国一斉!



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

法務局 休日相談所

相談内容

- ◆ 土地・建物の登記（**相続登記**等）
- ◆ 会社・法人の登記
- ◆ 遺言，後見など公正証書に関すること
- ◆ 隣地との境界に関するトラブル
- ◆ いじめなどの人権問題
- ◆ 地代・家賃の供託に関すること

「相続登記」を放置していませんか？

相続が2回以上重なると登記手続きがますます難しくなります。

次の世代への思いやり



日時

平成30年

10月7日(日) (原則、予約制)

午前10時から午後3時まで

ご相談は、法務局職員，司法書士，土地家屋調査士，人権擁護委員，公証人がお受けします。

<秘密厳守>

場所

高松法務局

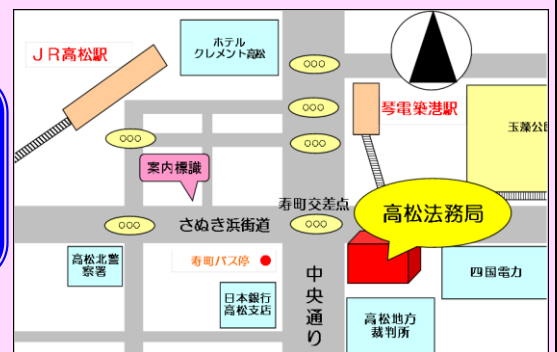
高松市丸の内1番1号（高松法務合同庁舎）

ご相談は
無料です！

申込期間・申込先

9月3日(月)から10月5日(金)までの午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く。)

高松法務局民事行政調査官室 ☎087-821-6342



予約につきましては、申込者多数の場合は、申込期間内であっても締め切らせていただく場合がありますので、ご了承ください。

高松法務局ホームページ

高松法務局

検索